

①

昭和55年改正令経過措置適用法人に係る退職給与引当金の累積限度額の計算に関する明細書

| | | | |
|------|---|---|-----|
| 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 |
| | ・ | ・ | |

| | | | | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 改正事業年度開始の日 | 1 | 平 | ・ | ・ | 移行年度の翌事業年度開始の日 | 11 | 平 | ・ | ・ |
| 同上の日から当期末までの月数 | 2 | | | 月 | 同上の日から当期末までの月数 | 12 | | | 月 |
| 改正事業年度終了の時における前期から繰り越された退職給与引当金 (改正事業年度の別表十一(三)「23」+「24」-「18」) | 3 | | | 円 | 移行年度の繰越期末退職給与引当金 (移行年度の別表十一(三)「23」+「24」-「18」) | 13 | | | 円 |
| 改正事業年度の調整前累積限度額 (改正事業年度の別表十一(三)「27の③」× $\frac{40}{100}$) | 4 | | | | 移行年度が平成10年4月1日以前に開始した事業年度である場合 (移行年度の別表十一(三)「27の③」× $\frac{50}{100}$) | 14 | | | |
| 改正時累積限度超過額 (3)-(4) (マイナスの場合は0) | 5 | | | | 移行年度が平成10年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始した事業年度である場合 (移行年度の別表十一(三)「27の③」×10) | 15 | | | |
| $(5) \times \frac{72-(2)}{72}$ | 6 | | | | 移行年度の前期の累積限度額の割合 ($\frac{\text{移行年度の前期の累積限度額}}{\text{移行年度の前期の別表十一(三)「27の③」}}$) | 16 | | | |
| 経過累積限度額 (別表十一(三)「27の③」×累積限度割合($\frac{100}{100}$)) | 7 | | | | 移行年度の調整前累積限度超過額 (13)-(14)又は(15) (マイナスの場合は0) | 17 | | | |
| 調整後累積限度額 (6)+(7) | 8 | | | | $(17) \text{ 又は } (17) \times \frac{84-(12)}{84}$ | 18 | | | |
| 繰越退職給与引当金勘定の金額 (別表十一(三)「23」+「24」-「18」) | 9 | | | | 移行年度の翌事業年度から当期末までに支出した過去勤務掛金等合計額 | 19 | | | |
| 累積限度額 (8)と(9)のうち少ない金額 (ただし、当該金額が(7)より少ない場合は、(7)の金額) | 10 | | | | $(19)-(17) \times \frac{(12)}{84}$ (マイナスの場合は0) | 20 | | | |
| | | | | | 年金移行の調整後累積限度額 (8)+(18)-(20) | 21 | | | |
| | | | | | 累積限度額 (9)と(21)のうち少ない金額 (ただし、当該金額が(7)より少ない場合は、(7)の金額) | 22 | | | |

別表十一(三)付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、平成10年改正令附則第12条第2項又は第4項(退職給与引当金に関する経過措置)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「1」から「10」までの各欄は、平成10年4月1日以後最初に開始した事業年度の直前の事業年度(以下「直前事業年度」といいます。)において、昭和55年改正令附則第4条第3項(退職給与引当金に関する経過措置)の規定の適用を受けた内国法人が平成10年4月1日以後に開始した事業年度において平成10年改正令附則第12条第2項の規定の適用を受ける場合又は直前事業年度において昭和55年改正令附則第4条第3項若しくは第4項の規定の適用を受けた内国法人(平成10年改正令附則第12条第4項第1号又は同項第3号に掲げる法人に限ります。)が平成10年4月1日以後に開始した事業年度において平成10年改正令附則第12条第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 3 「11」から「22」までの各欄は、直前事業年度において昭和55年改正令附則第4条第3項又は第4項の規定の適用を受けた内国法人(平成10年改正令附則第12条第4項第1号又は同項第3号に掲げる法人に限ります。)が平成10年4月1日以後に開始した事業年度において平成10年改正令附則第12条第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「7」の欄の「累計限度割合($\frac{\quad}{100}$)」の分子の空欄には、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の数を記載します。
 - (1) 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間に開始した事業年度 37
 - (2) 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した事業年度 33
 - (3) 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に開始した事業年度 30
 - (4) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に開始した事業年度 27
 - (5) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始した事業年度 23
 - (6) 平成15年4月1日以後に開始した事業年度 20
- 5 「移行年度の翌事業年度から当期末までに支出した過去勤務掛金額等の合計額19」及び「 $\frac{(19)-(17) \times \frac{(12)}{84}}{20}$ 」(マイナスの場合は0)の各欄は、平成10年4月1日以後に年金移行(前事業年度終了の時ににおいては退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部が当該事業年度終了の時ににおいては退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は厚生年金基金からの給付金として支給されることとなったことをいいます。以下同じ。)を行った場合のその年金移行の日を含む事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の令第107条第1項第2号(退職給与引当金勘定の金額の取崩し)に規定する累積限度額を計算する場合に記載します。